



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

栄養補給菓子

食事の時間がとれないときや、小腹がすいた時重宝している栄養補給菓子は、健康志向も追い風にして市場拡大傾向にあるようです。

どうせ食べるなら栄養バランスが良いものを食べて、それなりの満足感を得たいという方のために、最近では、栄養補給菓子に算入する企業が増え、商品数もかなり増加しましたよね。

栄養補給菓子のトップブランドの地位を保つ大塚製薬の「カロリーメイト」。一番人気の味は、チョコレート味だそうです。カロリーメイトにはその他、フルーツ味やチーズ味が人気が高いです。

これらの風味は男性の固定客が多く、同じ味の商品を繰り返して買う傾向が目立ちます。

一見、栄養補給というと、受験生等の若年令層に人気かと思われがちですが、実際の主要客の年齢層は30代から40代以降で年々上がっているんだとか…

アサヒフードアンドヘルスケアの「バランスアップ」は、クッキータイプやパンのようなタイプなど形態が豊富なものが多いので、メイプルシロップ味やブルーベリー味など、そのときの気分で楽しむことができます。

最近、女性に人気が高いものが、大塚製薬の「ソイジョイ」。大豆をまるごと粉にして作った生地に果物を加えて焼き上げたもので、今年、4月に発売したストロベリー味が特に売れ筋となっているそうです。

大豆に豊富に含まれるビタミンB群の一つ、「葉酸」を多く含むオレンジ葉酸プラスも10月に発売されました。「葉酸」の知名度は日本では低いのですが、世界的には有名な栄養素なんです。

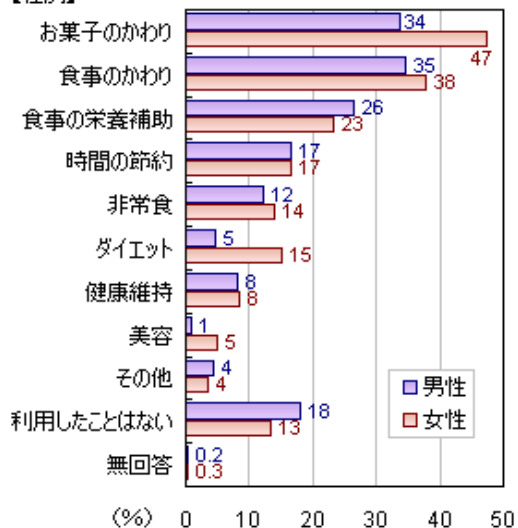
葉酸は、赤血球の形成を助け、妊娠時の胎児のDNAが作られるときに働く補酵素で、細胞分裂には不可欠な栄養素です。

大豆には、レシチンも多く含まれていますね。レシチンには乳化作用があり、血管内壁に付着したコレステロールや、血中の中性脂肪も溶解して、血液の流れをスムーズにしてくれる働きがあります。

栄養補給菓子は、仕事が忙しいときに備えて、机のなかに常備しておけば、空腹を紛らわすこともでき、仕事もはかどるかも知れません。最近では、お酒のおつまみにされるという、変わった方もいるそうです。

(青島 彩子)

【性別】



**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

## Question (有価証券の減損)

当社は、家電製品の組立加工業を営む11月決算の法人です。  
数年前に取引上の関係から上場家電メーカーの株式を取得し、投資有価証券に計上しています。  
取得原価は240万円 (@1,200円 × 2,000株) ですが、最近は@500円 ~ 550円で推移しており、取得時の@1,200円まで回復するかどうかわかりません。  
現在の株価水準で決算日を迎えた場合、株式評価損を計上することになるのでしょうか？

## Answer

ご質問の株式について、会計上は、原則として減損処理が必要となります。したがって、帳簿価額を期末の時価まで減額し、評価差額を特別損失として計上しなければなりません。  
ただし、税務上は、一定の要件を満たさない限り評価損の計上が認められないため、課税所得の計算上、評価損相当額を加算することになります。

## 解説



### 【会計上の取扱い】

市場価格のある株式で売買目的(時価の変動により利益を得る目的)以外の株式について、期末の時価が取得原価に比べ50%程度以上下落している場合には、時価が取得原価まで回復する見込みがあるという合理的な反証がない限り、原則として、減損処理を行わなければなりません。

ご質問の事例の場合、最近の株式市場の混乱の中、貴社保有株式の時価が取得原価まで回復する合理的な根拠を示すことは困難であると考えられます。したがって、会計上は、原則として帳簿価額を期末時価まで減額し、評価差額を特別損失として計上することになります。

ただし、中小企業については、税務の処理によった場合と比べて重要な差異がないと見込まれるときは、税務の取扱いに従った処理をすることも認められています。

### 【税務上の取扱い】

税務上、売買目的以外の株式の期末評価は、取得原価で行うことが原則です。しかし、上場株式の期末の時価が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来価額の回復が見込まれない場合には、損金経理(会計上の評価損計上)を要件に、評価損の損金算入が認められます。

ご質問の事例の場合、価格の回復可能性は不明であり、近い将来価格の回復が見込まれないことの立証は困難と考えられます。したがって、税務上、評価損を計上することは認められません。

### 【参考】

市場価格のない株式についても、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合における評価損の計上に関する同様の規定が定められています。

## 根拠条文等

- 法人税法 第33条 (資産の評価損の損金算入等)
- 法人税法施行令 第68条 (資産の評価損の計上ができる場合)
- 法人税基本通達 9-1-7 (上場有価証券等の著しい価額の低下の判定)
- 中小企業の会計に関する指針 22 (有価証券の減損)